

「市立岡谷図書館条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年 月 日

岡谷市教育委員会委員長 宮 坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

市立岡谷図書館条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

## 市立岡谷図書館条例施行規則の一部を改正する規則

市立岡谷図書館条例施行規則（昭和５４年岡谷市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「午前１０時から午後７時まで」を「午前９時３０分から午後６時３０分まで」に改める。

### 附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。